

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

グローバル投資プログラムの申請費用と手続き

グローバル投資プログラム(The Global Investor Program) (以下「GIP」という)とは、優れた実績及びシンガポールへの移住に興味のある経営者、投資者を対象とする永住権プログラムです。GIP の規定により、シンガポールの永住権(Permanent Residence: PR)を取得するには、外国人はシンガポールで会社を設立して 250 万シンガポールドル(以下「SGD」という)以上を投資し、又は GIP に承認されたファンドに 250 万 SGD 以上を投資する必要があります。

当事務所が GIP によるシンガポール永住権(PR)申請サポートのサービス費用は 5,000SGD です(自費項目を含まない)。家族のためにシンガポール永住者(SPR)又は長期滞在ビザ(LTVP)を申請する場合、1人あたり 1,500SGD のサービス費用を別途請求します(自費項目を含まない)。申請が管轄官庁に拒否される場合、支払われた手数料は返金されません。管轄官庁は申請の最終決定権を有し、申請結果について、当事務所では保証いたしかねます。

GIP による永住権取得の手続きは相当時間がかかります。申請者はオンラインで GIP 申請フォームを提出する必要があります(電子ベース及び紙ベースの書類を政府機関に提出することを含む)、申請提出後 2~4 ヶ月以内に面接通知を受け取ります。申請者は評価基準に該当する場合、シンガポール政府機関に発行される AIP (Approval-in-Principle) レターを受け取ります。AIP レターは 6 ヶ月有効であり、申請者は有効期間内に申請フォームで選択した投資計画を確認・実行する必要があります。投資計画実行後、投資計画を証明する書類(例えば、認証済の株式証書(Share Certificate)のコピー、銀行取引明細書及びその他関連する法的文書など)を政府機関に提供する必要があります。

シンガポールにおいて永住権を取得し、且つシンガポール滞在満 2 年の申請者は、シンガポール市民権を申請することができます。但し、シンガポールが「単一国籍の原則」に従う国のため、シンガポール市民となる申請者は、帰化を申請する前に現有国籍を離脱する必要があります。また、全てのシンガポールの男性市民及び永住者は、シンガポールのナショナル・サービス(軍事訓練)に 2 年間服する義務があります。

1. GIP の申請サービス費用

当事務所がGIP申請サポートのサービス費用は5,000SGDです。その費用には、申請者がシンガポール政府に支払うべきの申請手数料、及び場合による必要な申請書類の翻訳料金又は公証人手数料が含まれていません。

家族のためにシンガポール永住者 (SPR) 又は長期滞在ビザ (LTVP) を申請する場合は、1人あたり1,500SGDのサービス費用を別途請求します(自費項目を含まない)。申請が管轄官庁に拒否される場合、支払われた手数料は返金されません。管轄官庁は申請の最終決定権を有し、申請結果について、当事務所では保証いたしかねます。

ご注意ください。申請書を提出する際に、シンガポール政府に7,000SGDの申請手数料を支払う必要があります(申請手数料が1回払い、且つ返金不可という点に留意が必要)。全ての申請手数料は申請者が支払い、申請手数料には金融機関への支払指図による手数料が含まれません。支払われた申請手数料が7,000SGD未満の場合、政府当局は申請を受理しません。また、申請手数料の超過分は返金されません。従って、銀行に送金依頼を委託する時、全ての送金手数料を控除するように銀行に明確に指示することをお勧めします。

2. GIP の申請基準

GIP の申請者は以下の要件に該当する必要があります。

- (1) GIP に承認されるファンド又はシンガポールにおいて設立される新規(もしくは既存)会社に 250 万 SGD 以上を投資すること。
- (2) 3 年以上の起業家又は投資者とする経験を証明するために、会社の直近 3 年の監査済み財務諸表を提供すること。
- (3) 会社が未公開会社の場合、会社の株を 30%以上保有していること。
- (4) 会社の直前 1 年の売上が 5 億 SGD 以上であり、且つ直近 3 年の平均売上が 5 億 SGD 以上であることを証明すること。
- (5) 詳細な 5 年間投資計画書を提出し、且つビザ発給後 5 年以内に投資計画を実施すること。
- (6) 投資計画の 2 年度目末及び 4 年度目末に、会社の監査済み財務諸表をシンガポール経済開発庁に提出すること。

3. 支払期限と条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、設立サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPALでのお支払いを受け取ります。PAYPALで支払う場合には、別途5%の手数を請求します。

クライアント様が中国大陸の増値税又は台湾の営業税の発票(日本の領収書に相当)が必要な場合、当事務所は現地税法による税金を別途請求します。

4. 申請手続き

GIP によって永住権を取得するには以下の手続きに従わなければなりません。

4.1 支払

申請者は手続きを行う前にシンガポール経済開発庁の銀行口座へ 7,000SGD の申請手数料を送金し、送金後 1 ヶ月以内に GIP 申請を提出する必要があります。

4.2 申請フォームのダウンロードと提出

申請者は申請手数料を支払った後、シンガポール経済開発庁のコンタクト・シンガポール (Contact Singapore) で関連の申請フォームをダウンロードする必要があります。当該申請フォームには申請者の個人情報、投資計画書及び支払の詳細が含まれています。申請者は関連の申請フォームに記入した後、政府機関に提出します。

4.3 紙ベースの書類を経済開発庁に提出

同時に、申請者はシンガポール経済開発庁に紙ベースの書類を提出します。提出書類には、GIP 申請の承諾書、投資計画の承諾書、申請手数料の支払調書のコピー、GIP の利用規約に関する保証書、法定の承諾書などが含まれています。

4.4 面接

シンガポール経済開発庁は申請者の全ての書類を受け取った後、申請者が評価基準を満たしている場合、申請者に面接への参加を要します。

4.5 永住権の AIP レター

申請者が評価基準に該当する場合、申請者はシンガポール入国管理局 (Immigration and Checkpoints Authority: ICA) が発行する永住権の AIP (Approval-in-Principle) レターを受け取ります。AIP レターは 6 ヶ月間有効です。

4.6 6 ヶ月以内に投資計画を実行

申請者は AIP レターの有効期間内 (6 ヶ月) に、250 万 SGD 以上の投資計画を実行する必要があります。即ち、申請者はオプション A、オプション B 又はオプション C を実行する必要があります。

4.7 GIP の最終承認書

シンガポールの入国管理局(ICA)は、申請者の全ての書類を確認した後、GIP の最終承認書を発行します。

コンタクト・シンガポール(Contact Singapore)はシンガポール経済開発庁(EDB)及びシンガポール人材開発省(MOM)のアライアンスであり、シンガポール人及び外国人のシンガポールにおける仕事、投資、生活をサポートすることを務めています。

5. 申請所要時間

GIP 申請の所要時間は最低 3~6 ヶ月です。申請承認後(面接後)、申請者はシンガポール政府に発行される AIP レターを取得します。AIP レターの有効期間が 6 ヶ月であり、有効期間内に投資計画を実施する必要があります。申請者が投資計画を証明する書類(例えば、株式証書(Share Certificate)のコピー、銀行取引明細書及びその他の関連する法的文書など)をシンガポールの管轄官庁に提出した後、管轄官庁は関連書類を 5 年間保管し、且つ最終承認書を発行します。最終承認書取得後、投資家はシンガポールの永住者(PR)になります。

6. 必要書類とデータ

グローバルビジネス投資プログラム(GIP)を通じて永住権を申請するには、次の書類を準備する必要があります。

- (1) フォーム A: GIP 申請の承諾書(Application for Permanent Residence for Investors)
- (2) フォーム B: 投資計画の承諾書(Proposed Investment Plan)
- (3) GIP の利用規約に関する保証書(Undertaking on the Terms & Conditions of the programme)
- (4) フォーム 4: シンガポールビザ申請書(An Entry Permit to Enter Singapore)
- (5) その他関連書類(必要がある場合)

申請者は関連書類の原本及び政府が認める英語訳本を提出しなければならず、且つ当該書類が公証人役場に公証されなければならないことにご注意してください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat : +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

参考資料:

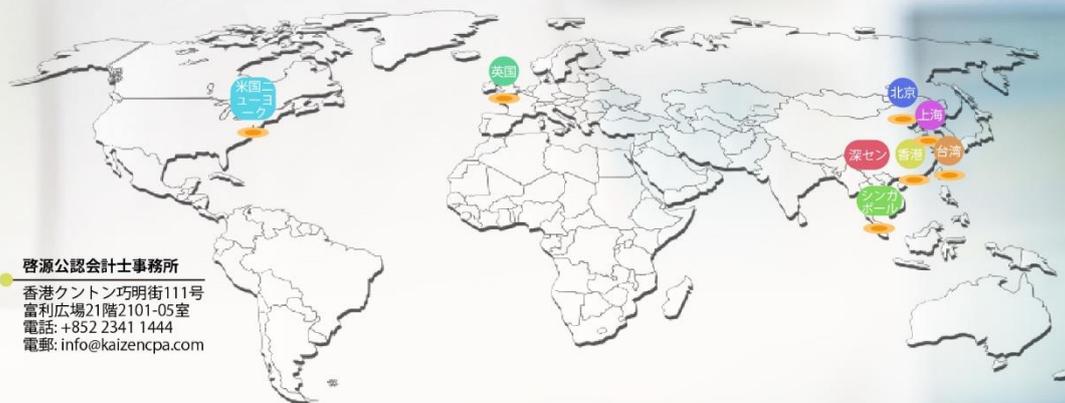
1. 「シンガポールにおける雇用許可書(Employment Pass)の申請手続き及び費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/70.html>

サービス分野



お問い合わせ



啓源公認会計士事務所

香港クントン巧明街111号
富利広場21階2101-05室
電話: +852 2341 1444
電郵: info@kaizencpa.com

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区
忠孝東路四段142号
3楼之3郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号セシル
コート13階132室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

英国ロンドン

英国サリー州ニューマルダシゴ街
39-41号2階202室
郵便番号: KT3 4BY
電話: +44 20 8144 6466